

令和6年11月1日現在

特別養護老人ホーム 江古田の森

短期入所生活介護（ショートステイ）重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	2
2. ご利用施設.....	2
3. 職員の配置状況.....	3-4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4-9
5. 苦情の受付について.....	9
6. 虐待の防止のための措置.....	10
7. 身体拘束適正化のための措置.....	10
8. 緊急時の対応.....	10
9. 事故発生時の対応について.....	10
10. 合意裁判管轄について.....	10
11. 非常災害対策.....	10
12. ハラスメント防止のための措置.....	10
13. 業務継続計画の策定等.....	11
14. 衛生管理等.....	11
15. 電磁的記録等.....	11
16. 掲示.....	11
17. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置.....	12
18. 職員の質の確保.....	12
重要事項説明書付属文書.....	14-17
個人情報の使用に関わる同意書.....	18
個人情報の使用に関わる同意書（広報用）.....	19

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 南東北福祉事業団
- (2) 法人所在地 福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山 3-2
- (3) 電話番号 024-968-1010
- (4) 代表者氏名 理事長 渡邊 貞義
- (5) 設立年月 平成9年10月7日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成19年4月1日指定
- (2) 施設の目的 要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供すること。
- (3) 施設の名称 短期入所生活介護事業所 江古田の森
- (4) 施設の所在地 東京都中野区江古田 3-14-19
- (5) 電話番号 03-5318-3711
- (6) 施設長（管理者） 氏名 中島 寛子
- (7) 当事業所の運営方針

- 1. 施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉サービスを提供するように努めるものとします。
- 3. 当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに担当職員に対し、研修を実施するなどの必要な措置を講じるものとします。
- 4. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、居宅支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、保健医療サービス、福祉 サービス提供者との密接な連携に努めるものとします。

- (8) 開設年月 平成19年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休	
受付時間	月～土	9:00～17:30

- (10) 利用定員 20人
空床型 20人

- (11) 通常の見迎実施地域 中野区・練馬区

12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用者の身体状況や認知症の状況によって居室を決定しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	20室 (1ユニット10室)	洗面台・タンス・床頭台・エアコン完備
合計	20室	
ダイルーム	10カ所	
機能訓練室	1室	2階（共用）
浴室	6室 (個浴8個、リフト浴4個、機械浴2個)	[主な設置機器] リフト浴、ライラック浴等の特殊浴槽 (個浴8個、リフト浴4個、機械浴2個)
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ユニットケア方式(10名1グループ・小生活集団)で構成され、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが1人ひとりを深く理解し、寄り添う事で、その人らしい生活を支援します。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者や身元引受人等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

以下の職員は、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 江古田の森の職員と兼務しております。

職種	実人数	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	0.4名	1名
2. 介護職員	64名	61.4名	37名
3. 生活相談員	2名	1名	1.2名
4. 介護支援専門員	2名	1名	1名
5. 看護職員	5名	5名	3名
6. 機能訓練指導員	2名	1.2名	1.2名
7. 医師	非常勤 2名	0.13名	必要数
8. 管理栄養士	2名	1.4名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では

1名（8.0時間×5名÷40時間=1名）となります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・身体状況に応じて一般浴槽及び特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ・但し、発熱や病気などにより、入浴を中止し、清拭となる場合があります。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
- また、送迎サービスの希望が多数の場合には、ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度

と自己負担の割合に応じて異なります。)

自己負担1割の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 7,814円	要介護2 8,569円	要介護3 9,401円	要介護4 10,189円	要介護5 10,955円
2. うち、介護保険から給付される金額	7,032円	7,712円	8,460円	9,170円	9,859円
3. サービス利用に係る自己負担額	782円	857円	941円	1,019円	1,096円
4. 居室に係る自己負担額	2,066円				
5. 食事に係る自己負担額	1,900円 (朝食500円、昼食750円、夕食650円)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,748円	4,823円	4,907円	4,985円	5,062円

自己負担2割の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 7,814円	要介護2 8,569円	要介護3 9,401円	要介護4 10,189円	要介護5 10,955円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,251円	6,855円	7,520円	8,151円	8,764円
3. サービス利用に係る自己負担額	1,563円	1,714円	1,881円	2,038円	2,191円
4. 居室に係る自己負担額	2,066円				
5. 食事に係る自己負担額	1,900円 (朝食500円、昼食750円、夕食650円)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	5,129円	5,680円	5,847円	6,004円	6,157円

自己負担3割の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 7,814円	要介護2 8,569円	要介護3 9,401円	要介護4 10,189円	要介護5 10,955円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,469円	5,998円	6,580円	7,132円	7,668円
3. サービス利用に係る自己負担額	2,345円	2,571円	2,821円	3,057円	3,287円
4. 居室に係る自己負担額	2,066円				
5. 食事に係る自己負担額	1,900円 (朝食500円、昼食750円、夕食650円)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	6,311円	6,537円	6,787円	7,023円	7,253円

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居室サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

<加算利用料> *は全ての方に算定させていただく加算になります

					摘要	
		1割	2割	3割		
*	サービス提供体制加算Ⅱ	1日	20円	40円	60円	介護職員総数のうち、介護福祉士の有資格者を60%以上配置している場合
*	看護体制加算Ⅰ	1日	5円	9円	14円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
*	看護体制加算Ⅱ	1日	9円	18円	27円	常勤の看護師を基準数以上配置しており、医療機関等との24時間連絡体制を確保している場合
*	夜勤職員配置加算Ⅱ	1日	20円	40円	60円	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合
*	機能訓練指導員配置加算	1日	14円	27円	40円	機能訓練指導員の配置につき
	看取り連携体制加算	1日	71円	142円	213円	看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合 ※死亡日及び死亡以前30日以下について7日間を限度とする
	療養食加算	1回	9円	18円	27円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
	送迎加算	片道	205円	409円	613円	利用者の自宅から当該施設まで、当該施設が送迎した場合
	若年性認知症受入加算	1日	134円	267円	400円	若年性認知症の利用者に担当者を定めてサービス提供を行う場合
	認知症緊急対応加算	1日	222円	444円	666円	医師が、認知症行動・心理症状が認められる利用者の在宅生活が困難であり緊急に短期入所生活介護サービスを利用することが適当であると判断した方の利用を受入れた場合（加算の算定は7日間を限度とする）
	緊急短期入所受入加算	1日	100円	200円	300円	介護を行う者が疾病にかかっている事やその他やむを得ない理由により居宅で介護出来ない利用者を受け入れた場合（加算の算定は7日間を限度、家族の疾病の長期化などやむを得ない事情により在宅復帰が困難な場合には14日間を限度とする）
	在宅中重度者受入加算Ⅲ	1日	459円	917円	1,376円	利用者が在宅生活で利用していた訪問看護事業所による健康上の管理を受けられる体制を確保した場合
	短期入所生活介護 長期利用減算	1日	-33円	-66円	-100円	連続30日～60日を超えて同一の短期入所生活介護を利用した場合 （基本報酬から-30単位）
			-36円	-71円	-106円	

〈介護職員処遇改善加算〉

* 介護職員処遇改善加算	1ヶ月	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金等の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に1か月に算定した単位数の14%に相当する単位数
--------------	-----	---

当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が区市町村民税非課税の方（区市長村民税世帯非課税者）の場合は、居住費・食費の負担が軽減されます。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

対象者	預貯金等	区分	居住費(1日)	食費(1日)
生活保護受給者	/	第1段階	880円	300円
年金収入等80万円以下	単身650万円、夫婦1,650万円	第2段階	880円	600円
年金収入等80万円超120万円以下	単身550万円、夫婦1,550万円	第3段階①	1,370円	1,000円
年金収入等120万円超	単身500万円、夫婦1,500万円	第3段階②	1,370円	1,300円
上記以外の方 ①上記以上の預貯金等がある方		第4段階	2,066円	1,900円
②配偶者が課税されている方		※施設との契約により設定されます		

(2)(1)以外のサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります

〈サービスの概要と利用料金〉

- ①理髪・美容
- ②複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧でき、複写物を必要とする場合には交付致します。個人使用のコピーについては実費をご負担して頂きます。

白黒…10円/1枚 カラー…50円/1枚

- ③日常生活費（1日）50円（利用する・しない）

施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる経費であって、入所者等に負担させることが適当と認められるものです。内訳は下記の通りです。

（税抜き）

品目	単位	単価	1日使用量	1日料金
ティッシュペーパー	1箱（180組360枚）	83円	0.15箱	12.5円
ペーパータオル	1ケース（200枚）	126円	35枚	22.1円
除菌ケアタオル	1ロール（30m）	682.5円	125cm	34.1円
ベビーローション(オイル)	1本（125ml）	1,188円	8.5mg	9.7円

小計 78.4 円

※1日の料金が78.4円となり、日常生活費として当施設は50円と設定します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

利用料金は1ヶ月毎に計算し、翌月20日までにご請求致します。請求額は、毎月の27日に指定の金融機関から、口座振替とさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

また、入所時間や退所時間の変更、外出等で、食事をキャンセルする場合は、サービス利用日の前日10時までに事業者まで申し出てください。10時までに申し出のない場合、翌日の3食分(外出の場合はその時間帯の食事分)の金額をお支払いいただきます。

※食費キャンセル料については、いかなる理由であっても発生いたします。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について (契約書第23条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者) [職名] 生活相談員
[氏名] 大塚 藍 井澤 紗和子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

○苦情解決責任者 [職名] 施設長 [氏名] 中島 寛子

○第三者委員 (第三者委員一覧)

名前	住所	電話番号
涌井 久美子	中野区大和町2-47-10	03-3330-1953
渡辺 弘一	福島県郡山市安積町荒井字萬海24-4	024-945-5513
山田 京子	福島県郡山市大槻町字原ノ町3-2	024-961-5422
石田 宏寿	福島県郡山市開成3丁目13-14	024-932-3031

また、苦情受付ボックスを江古田の森内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	住所及び電話番号
介護・高齢者支援課 介護事業者係	東京都中野区中野 4-8-1/03-3328-8878
運営適正化委員会	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 03-5283-7020 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00
東京都国民健康保険団体連合会	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 03-6238-0177 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

(3) 第三者評価の実施状況

- 1) 実施状況：実施あり
- 2) 実施年月日： 令和 5 年 11 月 16 日
- 3) 実施評価機関名称：(株)医療福祉経営研究所
- 4) 評価機関の開示状況：あり

6. 虐待の防止のための措置（契約書第 23 条参照）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者

氏 名 中島寛子 [職名] 施設長

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (5) 虐待防止のための指針を整備します。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (7) (6) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (8) 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに虐待を受けている恐れがあった場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

7. 身体拘束の適正化(契約書第 24 条参照)

事業者は、身体拘束の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を 3 ヶ月に 1 回開催するとともにその結果について、介護職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束適正化のための指針を整備しています
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を実施しています

8. 緊急時の対応

短期入所生活介護の提供を行っている時に、ご利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医または協力医療機関への連絡、身元引受人等への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応について（契約書第 13 条～15 条参照）

サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに区市町村、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。但し、施設の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではありません。

10. 合意裁判管轄について（契約書第 21 条参照）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とさせていただきます。

11. 非常災害対策

事業所は非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成します。非常災害に備え、少なくとも 1 年に 2 回以上は避難・救出その他必要な訓練などを行います。

防災設備	非常口、避難階段、スプリンクラー、消火栓、消火器、非常灯、防火戸、非常通報装置等
防災訓練	年 2 回実施（夜間想定訓練年 1 回 総合防災訓練年 1 回）
防火管理者	佐藤 隆司

12. ハラスメント防止のための措置

事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動又は妊娠・出産等に関する言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を実施します。

- (1) ハラスメント防止のための指針を整備します。
- (2) 担当職員に対し、ハラスメントの防止の方針を明確にし、必要な研修を定期的実施します。
- (3) ハラスメントが発生した場合の相談責任者を選任し、相談体制を整え適切に対応します。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 4. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します
 - ・当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができる。）をおおむね3月に1回以上開催するとともにその結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
 - ・施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ・当施設において、担当職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための及び訓練を定期的実施します。
- (3) 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回以上、検便を行うものとします。
- (4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行うものとします。

1 5. 電磁的記録等

- (1) 施設及び担当職員は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、副本その他文字、図形等、人の知覚によって認識する事ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行う事が規定されている又は規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識する事ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う事ができるものとします。
- (2) 施設及び担当職員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの下「交付等」という。）のうち、書面で行う事が規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他、人の知覚によって認識することができない方法）による事ができるものとします。

1 6. 掲示

- (1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。
- (2) 事業者は、重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができます。
- (3) 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

1 7. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

当施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、当施設における入所者の安全性並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方針を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催します。

18. 職員の質の確保

事業者は、職員の質の向上のためにその研修の機会を確保します。

事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める等資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講されるために必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム 江古田の森

説明者職名 生活相談員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代筆者氏名 続柄)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(ご利用者との関係)

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(ご利用者との関係)

※この重要事項説明書は、厚生労働第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上6階

(2) 建物の延べ床面積 18,261.68㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]	平成19年4月1日指定	東京都	定員20名
[通所介護]	平成19年4月1日指定	東京都	一般型 45名 認知症対応型 12名
[介護老人保健施設]	リハビリテーションセンター	江古田の森	
入所	平成19年4月1日指定	東京都	定員100名
短期入所療養介護	平成19年4月1日指定	東京都	空床利用
通所リハビリテーション	平成19年4月1日指定	東京都	定員74名
[ケアハウス]	ケアハウス	江古田の森	
入所	平成19年4月1日指定	東京都	定員60名
[障害者支援施設]	施設入所支援・生活介護事業	江古田の森	
施設入所支援／生活介護（主に身体障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員10名
生活介護（主に身体障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員15名
施設入所支援／生活介護（主に知的障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員30名
生活介護（主に知的障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員15名
[居宅介護支援事業所]	平成19年6月1日	居宅介護支援事業所	江古田の森
[訪問介護]	平成21年6月1日	ヘルパーステーション	江古田の森
[訪問リハビリテーション]	平成23年9月1日	訪問リハビリテーション	江古田の森
[訪問看護]	平成26年2月1日	訪問看護ステーション	江古田の森

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

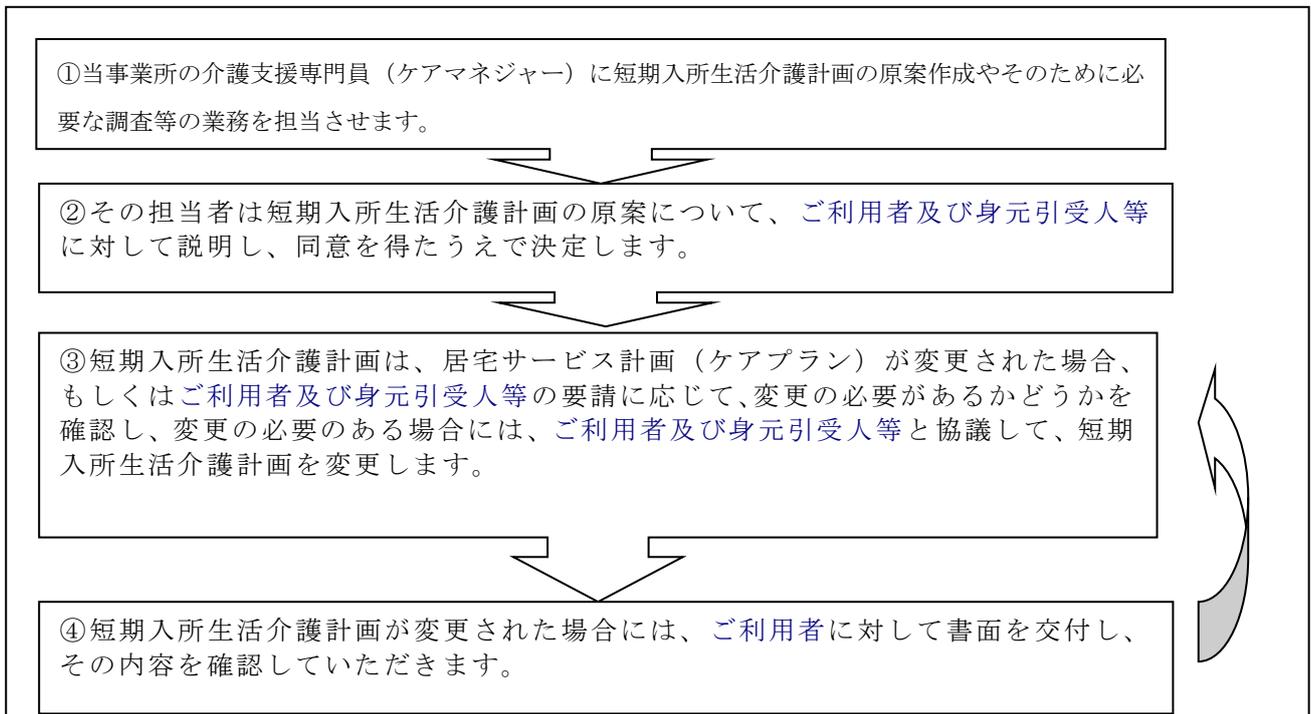
機能訓練指導員…ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

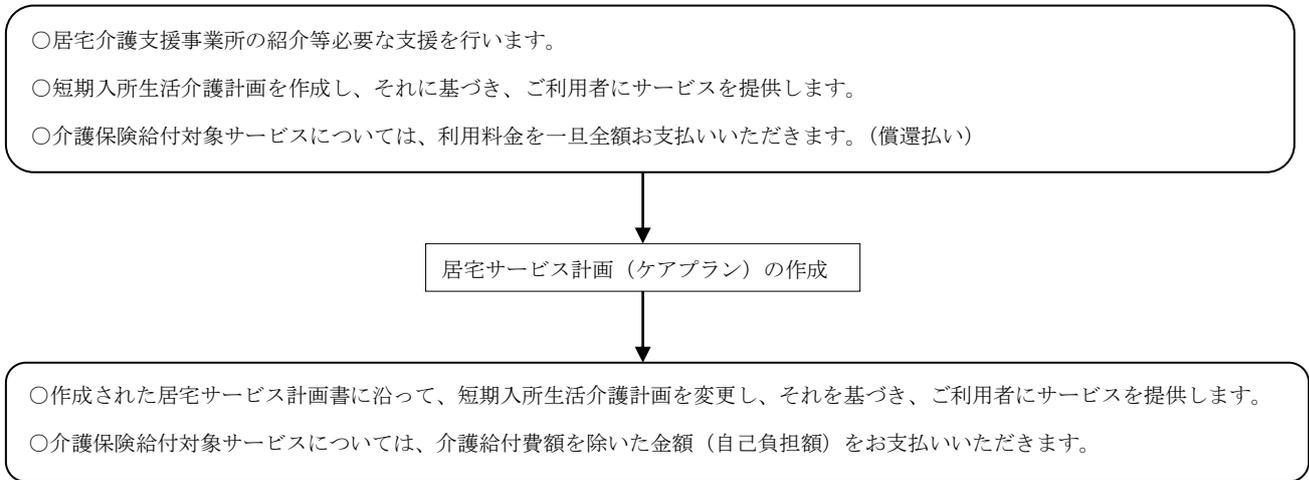
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

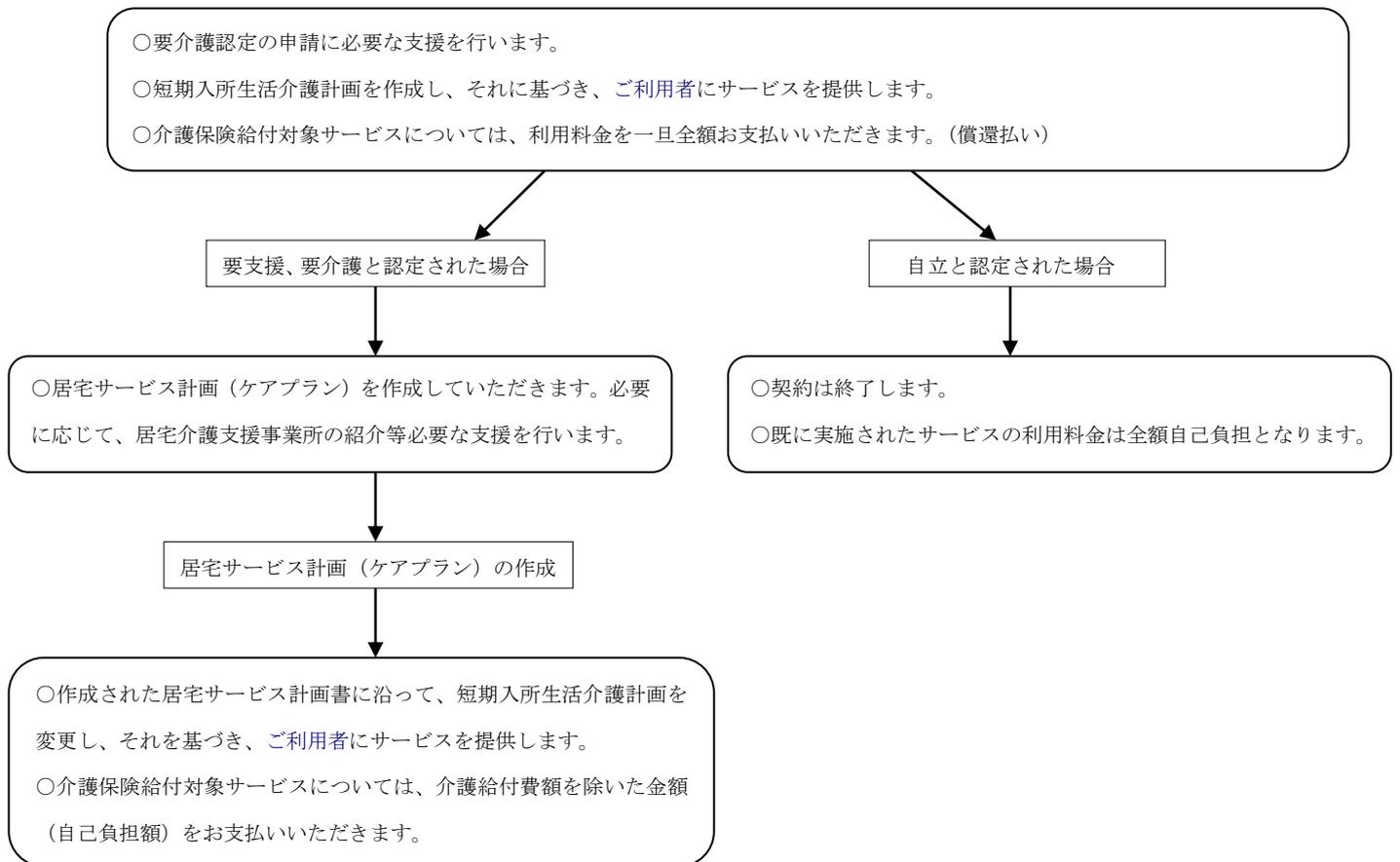


(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供は以下の流れです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又身元引受人等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又身元引受人、連帯保証人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）所持品の持ち込み

- ・衣類の他、上履き類など担当職員とご相談下さい。
- ・現金、金品、貴重品等についてのお持込はご遠慮ください。施設内で現金が必要になることはありません。ご本人様・ご家族様希望でお持ちになる場合は自己管理となります。紛失等あった場合には施設では責任を負いかねます。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（3）喫煙

全館禁煙となっています

(4) 日課の励行

施設長や看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めます。

(5) 禁止行為

施設内での次の行為を禁止します。

- ・ 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵す事
- ・ ケンカ、口論、泥酔などで他の利用者などに迷惑を及ぼす事
- ・ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事
- ・ 指定した場所以外で火気を用いる事
- ・ 故意に施設、もしくは物品に損害を与え、又はこれらを持ち出す事

(6) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、基本的にはご利用者のかかりつけ医を受診して頂くようになりますので、身元引受人等での対応をお願い致します。但し、緊急時は、以下の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人財団 健貢会 総合東京病院
所在地	東京都中野区江古田 3-15-2
診療科	内科・整形外科・他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ヤマザキ歯科医院
所在地	東京都中野区江古田 3-5-5
診療科	歯科

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はサービス従業者や他利用者に対する故意的な暴言・暴力等・セクハラ行為等を行った場合、もしくは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

個人情報の使用に関わる同意書

私(契約者及びその家族)の個人情報については、次に定める条件で、使用することに同意します。

1. 使用する目的

- ①利用者の関わる施設サービス計画を立案するための情報提供
- ②医療上緊急の必要性のある場合、医療機関等へ利用者に関する心身状態の情報提供
- ③利用者に関わる他の事業者との連携を図る際の情報提供
- ④サービス担当者会議、照会などでの情報提供
- ⑤「個人情報の利用目的」に準ずる（個人情報の保護に関する法律第十六条三項）
 - ・法令に基づく場合
 - ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2. 個人情報を使用する施設

- ・サービスの種類 短期入所生活介護
- ・所在地 東京都中野区江古田3丁目14番19号
- ・施設名 短期入所生活介護事業所 江古田の森
- ・代表者名 施設長 中島 寛子

利用者のサービス提供に関する事業者は、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前であっても、提供された個人情報について決して第三者に漏らしません。また、サービス提供に関わる使用目的以外には、決して使用しません。

3. 使用期間

令和 年 月 日 ～ 完結の日から2年まで

<利用者>

_____(氏名) _____(印) _____(代筆者名) _____)

<ご家族代表>

_____(氏名) _____(印) _____(続柄) _____)

個人情報の使用に関わる同意書(広報等)

社会福祉法人 南東北福祉事業団
東京総合保健福祉センター 江古田の森

私の個人情報については、次に定める条件で使用することに、

同意します

同意しません

* 「同意します」に☑をされた方は以下に☑をお願い致します。

【使用する目的】

センター外部での使用

可

不可

*江古田の森ホームページや公式 SNS、江古田の森広報誌、その他地域の行事等で、お写真や個人名を掲載使用させて頂く可能性があります。

センター内部での使用

可

不可

*センター内および事業所内広報誌での掲示等で、お写真や個人名、作品を使用させて頂く可能性があります。

【使用の許可について】

上記の個人情報を使用する際は、その都度、確認の連絡はいたしません。

令和 年 月 日

<利用者>

(氏名)

(代筆者名)

<ご家族>

(氏名)

(続柄)

特別養護老人ホーム江古田の森

短期入所生活介護 契約書・重要事項説明書 改訂履歴

版 数	発 行 日	改訂履歴
第 1 版	平成 19 年 4 月 1 日	初版
第 2 版	平成 20 年 6 月 1 日	施設長変更
第 3 版	平成 21 年 4 月 1 日	平成 21 年度報酬改訂に基づく加算変更
第 4 版	平成 22 年 8 月 1 日	契約書 18 条 入院に係る取り扱い 変更 重要事項説明書 6(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 変更 契約書 22 条 合意裁判管轄 追加 重要事項説明書 11. 合意裁判管轄について 追加 重要事項説明書 協力医療機関名称変更
第 5 版	平成 23 年 9 月 1 日	重要事項説明書 協力医療機関名称変更
第 6 版	平成 24 年 4 月 1 日	平成 24 年度報酬改訂に基づく加算変更
第 7 版	平成 25 年 3 月 1 日	契約書と重要事項説明書を別刷とする
第 8 版	平成 25 年 4 月 1 日	契重要事項説明書の苦情受付窓口担当者 変更
第 9 版	平成 25 年 7 月 17 日	契重要事項説明書の苦情受付窓口担当者変更 重要事項説明書 4. 職員の配置状況の変更
第 10 版	平成 25 年 10 月 1 日	重要事項説明書 4. 職員の配置状況の変更 契約書 3 条介護保険の基準外サービス変更 契約書第 5 条サービス利用料金の支払い変更
第 11 版	平成 26 年 2 月 1 日	重要事項説明書 4 職員の配置状況の変更 契重要事項説明書の第三者委員変更
第 12 版	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年度介護報酬改定に基づく加算変更 重要事項説明書 4 職員の配置状況の変更 重要事項説明書サービスの概要と利用料金⑤日常生活費内訳内容変更
第 13 版	平成 26 年 7 月 1 日	個人情報の使用に関わる同意書の一部変更
第 14 版	平成 27 年 1 月 1 日	重要事項説明書の苦情窓口担当者変更
第 15 版	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年度報酬改定に基づく料金・加算等 変更
第 16 版	平成 27 年 6 月 1 日	職員配置状況訂正他
第 17 版	平成 28 年 4 月 1 日	重要事項説明書の苦情窓口担当者変更
第 18 版	平成 29 年 1 月 1 日	重要事項説明書の苦情窓口担当者変更 重要事項説明書サービスの概要と利用料金④ 個人専用の医療物品の使用代変更
第 19 版	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年度介護報酬改定に基づく加算変更 主な勤務体制の変更
第 20 版	平成 29 年 7 月 1 日	加算利用料の変更
第 21 版	平成 29 年 10 月 10 日	加算利用料の変更
第 22 版	平成 29 年 12 月 1 日	契重要事項説明書の第三者委員変更

第 23 版	平成 30 年 4 月 1 日	施設長変更 重要事項説明書の苦情解決責任者変更 重要事項説明書の虐待防止責任者変更 契重要事項説明書第 24 条身体拘束適正化追加 平成 30 年度介護報酬改定に基づく利用・加算等の変更
第 24 版	平成 30 年 6 月 1 日	2. ご利用施設(10)利用定員の変更
第 25 版	平成 30 年 8 月 1 日	主な勤務体制の変更 介護保険負担割合の変更に伴うサービス利用料金の変更
第 26 版	令和元年 5 月 1 日	元号改正に伴う変更、主な勤務体制の削除
第 27 版	令和元年 10 月 1 日	令和元年度介護報酬改定に基づく加算変更 重要事項説明書 5. 苦情の受付について(3)第三者評価の実施日追加
第 28 版	令和 2 年 4 月 1 日	民法改正に基づく身元引受人兼連帯保証人の表記の変更
第 29 版	令和 3 年 4 月 1 日	施設長変更 重要事項説明書の苦情解決責任者変更 重要事項説明書の虐待防止責任者変更 重要事項説明書 2. ご利用施設 (7)「当施設の運営方針」文書変更 重要事項説明書 10. 虐待の防止のための措置の変更 重要事項説明書 12. 業務継続計画の策定等追記 重要事項説明書 13. 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置追記 重要事項説明書 14. 電磁的記録等追記
第 30 版	令和 3 年 8 月 1 日	当施設の居住費・食費の負担額の変更
第 31 版	令和 3 年 11 月 1 日	重要事項説明書 11. ハラスメント防止のための措置追記
第 32 版	令和 4 年 10 月 1 日	令和 4 年度介護報酬改定に基づく加算変更
第 33 版	令和 4 年 11 月 1 日	重要事項説明書 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金の変更
第 34 版	令和 5 年 8 月 1 日	重要事項説明書. 11 非常災害対策 防火設備、防火管理者追記
第 35 版	令和 6 年 4 月 1 日	重要事項説明書 1. 施設経営法人 理事長の変更 令和 6 年度介護報酬改定に基づく変更 重要事項説明書 6. 虐待防止のための措置変更 重要事項説明書 12. ハラスメント防止の為の措置変更 重要事項説明書 14. 感染症防止のための措置の変更 重要事項説明書 16. 掲示 重要事項説明書 17. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置追記 重要事項説明書 18. 職員の質の確保追記
第 36 版	令和 6 年 8 月 1 日	重要事項説明書 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金の変更
第 37 版	令和 6 年 11 月 1 日	個人情報の使用に関わる同意書の一部変更

特別養護老人ホーム 江古田の森
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2-3
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4-8
5. 苦情の受付について	9
6. 虐待の防止のための措置	9
7. 身体拘束適正化のための措置	9
8. 緊急時の対応	9
9. 事故発生時の対応について	10
10. 合意裁判管轄について	10
11. 非常災害対策	10
12. ハラスメント防止のための措置	11
13. 業務継続計画の策定	11
14. 衛生管理等	11
15. 電磁的記録等	12
16. 掲示	12
17. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を 検討するための委員会の設置	12
18. 職員の質の確保	12
重要事項説明書付属文書	13-18
個人情報に関する同意書	19
個人情報に関する同意書（広報用）	19

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 南東北福祉事業団
- (2) 法人所在地 福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山 3-2
- (3) 電話番号 024-968-1010
- (4) 代表者氏名 理事長 貞義
- (5) 設立年月 平成9年10月7日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成19年4月1日指定
- (2) 施設の目的 要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供すること。
- (3) 施設の名称 介護予防短期入所生活介護事業所 江古田の森
- (4) 施設の所在地 東京都中野区江古田3-14-19
- (5) 電話番号 03-5318-3711
- (6) 施設長(管理者)氏名 中島 寛子
- (7) 当事業所の運営方針

- 1. 施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉サービスを提供するように努めるものとします。
- 3. 当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに担当職員に対し、研修を実施するなどの必要な措置を講じるものとします。
- 4. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、居宅支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、保健医療サービス、福祉 サービス提供者との密接な連携に努めるものとします。

- (8) 開設年月 平成19年4月1日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～土 9:00～17:30

- (10) 利用定員 20人

空床型 20人

- (11) 通常の送迎実施地域 中野区・練馬区

- (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用者の身体状況や認知症の状況によって居室を決定しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	20室 (1ユニット10室)	洗面台・ダンス・床頭台・エアコン完備
合計	20室	
デイルーム	10カ所	
機能訓練室	1室	2階(共用)
浴室	6室	[主な設置機器]

	(個浴8個、リフト浴4個、機械浴2個)	リフト浴、ライラック浴等の特殊浴槽 (個浴8個、リフト浴4個、機械浴2個)
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ユニットケア方式(10名1グループ・小生活集団)で構成され、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが1人ひとり进行深入理解し、寄り添う事で、その人らしい生活を支援します。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者や身元引受人兼連帯保証人等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

以下の職員は、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 江古田の森の職員と兼務しております。

職種	実人数	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	0.4名	1名
2. 介護職員	64名	61.4名	37名
3. 生活相談員	3名	1名	1.2名
4. 看護職員	6名	5名	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1.2名	1.2名
6. 医師	非常勤 2名	0.13名	必要数
7. 管理栄養士	2名	1.4名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：4週8休 週40時間)で除した数です。

(例) 週7.5時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8.0時間×5名÷40時間=1名)となります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

②入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

身体状況に応じて一般浴槽及び特殊浴槽を使用して入浴することができます。

但し、発熱や病気などにより、入浴を中止し、清拭となる場合があります。

③排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

また、送迎サービスの希望が多数の場合には、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

⑥その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。）

☆ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護予防短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

自己負担1割の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,871円	要支援2 7,281円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,283円	6,552円
3. サービス利用に係る自己負担額	588円	729円
4. 居室に係る自己負担額	2,066円	
5. 食事に係る自己負担額	1,900円 (朝食500円、昼食750円、夕食650円)	
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,554円	4,695円

自己負担2割の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,871円	要支援2 7,281円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,696円	5,824円
3. サービス利用に係る自己負担額	1,175円	1,457円
4. 居室に係る自己負担額	2,066円	
5. 食事に係る自己負担額	1,900円 (朝食500円、昼食750円、夕食650円)	
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	5,141円	5,423円

自己負担3割の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,871円	要支援2 7,281円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,109円	5,096円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,762円	2,185円
4. 居室に係る自己負担額	2,066円	
5. 食事に係る自己負担額	1,900円 (朝食500円、昼食750円、夕食650円)	
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	5,728円	6,151円

<加算利用料> *は全ての方に算定させていただく加算になります

		金額			摘要
		1割	2割	3割	
* サービス提供体制加算Ⅱ	1日	20円	40円	60円	介護職員総数のうち、介護福祉士の有資格者を60%以上配置している場合
* 看護体制加算Ⅰ	1日	5円	9円	14円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
* 看護体制加算Ⅱ	1日	9円	18円	27円	常勤の看護師を基準数以上配置しており、医療機関等との24時間連絡体制を確保している場合
* 機能訓練指導員配置加算	1日	14円	27円	40円	機能訓練指導員の配置につき
療養食加算	1回	9円	18円	27円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
送迎加算	片道	205円	409円	613円	利用者の自宅から当該施設まで、当該施設が送迎した場合
若年性認知症受入加算	1日	134円	267円	400円	若年性認知症の利用者に担当者を定めてサービス提供を行う場合

<介護職員処遇改善加算>

(令和6年6月1日～)

* 介護職員等処遇改善加算	1ヶ月	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金等の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に1か月に算定した単位数の14%に相当する単位数
---------------	-----	---

当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が区市町村税非課税の方（区市長村民税世帯非課税者）の場合は、施設利用・ショートステイの居住費・食費の負担が軽減されます。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします☆実際の負担額は、日額で設定されます。

対象者	預貯金等	区分	居住費(1日)	食費(1日)
生活保護受給者		第1段階	880円	300円
年金収入等80万円以下	単身650万円、夫婦1,650万円	第2段階	880円	600円
年金収入等80万円超120万円以下	単身550万円、夫婦1,550万円	第3段階①	1,370円	1,000円
年金収入等120万円超	単身500万円、夫婦1,500万円	第3段階②	1,370円	1,300円
上記以外の方		第4段階	2,066円	1,900円
①上記以上の預貯金等がある方				
②配偶者が課税されている方				※施設との契約により設定されます

〈サービスの概要と利用料金〉

① 理髪・美容

② 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧でき、複写物を必要とする場合には交付致します。個人使用のコピーについては実費をご負担して頂きます。

白黒… 10 円/1 枚 カラー… 50 円/1 枚

③ 日常生活費 1 日 50 円 (同意する・同意しない)

施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる経費であって、入所者等に負担させることが適当と認められるものです。内訳は下記の通りです。

(税抜き)

品目	単位	単価	1 日使用量	1 日
ティッシュペーパー	1 箱 (180 組 360 枚)	83 円	0.15 箱	12.5 円
ペーパータオル	1 ケース (200 枚)	126 円	35 枚	22.1 円
除菌ケータオル	1 ロール (30m)	682.5 円	125 c m	34.1 円
ベビーローション(オイル)	1 本 (125ml)	500 円	8.5mg	9.7 円
小計				78.4 円

※ 1 日の料金が 78.4 円となり、日常生活費として当施設は 50 円と設定します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 7 条参照)

利用料金は 1 ヶ月毎に計算し、翌月 20 日までにご請求致します。請求額は、毎月の 27 日に指定の金融機関から、口座振替とさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 8 条参照)

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

また、入所時間や退所時間の変更、外出等で、食事をキャンセルする場合は、サービス利用日の前日 10 時までに事業者まで申し出て下さい。10 時までに申し出のない場合、翌日の 3 食分 (外出の場合はその時間帯の食事分) の金額をお支払いいただきます。

※食費キャンセル料については、いかなる理由であっても発生いたします。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

○

5. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 大塚 藍 井澤 紗和子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:00

○苦情解決責任者

機関名	住所及び電話番号
中野区介護保険分野	東京都中野区中野 4-8-1/03-3328-8878
運営適正化委員会	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 03-5283-7020 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00
東京都国民健康保険団体連合会	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 03-6238-0177 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

〔職名〕 施設長 中島 寛子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○第三者委員

〈第三者委員一覧〉

名 前	住 所	電話番号
涌井 久美子	中野区大和町 2-47-10	03-3330-1953
渡辺 弘一	福島県郡山市安積町荒井字萬海 24-4	024-945-5513
山田 京子	福島県郡山市大槻町字原ノ町 3-2	024-961-5422
石田 宏寿	福島県郡山市開成 3 丁目 13-14	024-932-3031

また、苦情受付ボックスを江古田の森内に設置しています。

(3) 第三者評価の実施状況

- 1) 実施状況：実施あり
- 2) 実施年月日：令和 5 年 11 月 16 日
- 3) 実施評価機関名称：(株) 医療福祉経営研究所
- 4) 評価機関の開示状況：開示あり

6. 虐待の防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者

氏 名 中島寛子 〔職名〕 施設長

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を3か月に1回開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (5) 虐待防止のための指針を整備します。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (7) (6)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (8) 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに虐待を受けている恐れがあった場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

7. 身体拘束の適正化(契約書第24条参照)

事業者は、身体拘束の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回開催するとともにその結果について、介護職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束適正化のための指針を整備しています
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を実施しています。

8. 緊急時の対応

介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に、ご利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医または協力医療機関への連絡、身元引受人兼連帯保証人等への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応について

サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに区市町村、身元引受人兼連帯保証人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。但し、施設の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではありません。

10. 合意裁判管轄について

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とさせていただきます。

11. 非常災害対策

事業所は非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成する。非常災害に備え、少なくとも1年に2回以上は避難・救出その他必要な訓練などを行います。

防災設備	非常口、避難階段、スプリンクラー、消火栓、消火器、非常灯、防火戸、非常通報装置等
防災訓練	年2回実施(夜間想定訓練年1回 総合防災訓練年1回)
防火管理者	佐藤 隆司

12. ハラスメント防止のための措置

事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動又は妊娠・出産等に関する言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の

就業環境が害されることを防止するため、次の措置を実施します。

- (1) ハラスメント防止のための指針を整備します。
- (2) 担当職員に対し、ハラスメントの防止の方針を明確にし、必要な研修を定期的実施します。
- (3) ハラスメントが発生した場合の相談責任者を選任し、相談体制を整え適切に対応するします。

1 3. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 4. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します
 - ・当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができる。）をおおむね3月に1回以上開催するとともにその結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
 - ・施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ・当施設において、担当職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための及び訓練を定期的実施します。
- (3) 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回以上、検便を行うものとします。
- (4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行うものとします。

1 5. 電磁的記録等

- (1) 施設及び担当職員は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、副本その他文字、図形等、人の知覚によって認識する事ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行う事が規定されている又は規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識する事ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う事ができるものとします。
- (2) 施設及び担当職員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの下「交付等」という。）のうち、書面で行う事が規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他、人の知覚によって認識することができない方法）による事ができるものとします。

16. 掲示

- (1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。
- (2) 事業者は、重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができます。
- (3) 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

17. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

当施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、当施設における入所者の安全性並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方針を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催します。

18. 職員の質の確保

事業者は、職員の質の向上のためにその研修の機会を確保します。

事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める等資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講されるために必要な措置を講じます。

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護予防短期入所生活介護 江古田の森

説明者職名 生活相談員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

ご 利 用 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
(代筆者氏名 続柄)

身元引受人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
(契約者との関係)

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
(契約者との関係)

※この重要事項説明書は、厚生労働第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上6階
- (2) 建物の延べ床面積 18,261.68㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]

入所	平成19年4月1日指定	東京都	定員100名
短期入所生活介護	平成19年4月1日指定		定員20名
通所介護	平成19年4月1日指定	東京都	一般型 45名 認知症対応型 12名

[介護老人保健施設] リハビリテーションセンター 江古田の森

入所	平成19年4月1日指定	東京都	定員100名
短期入所療養介護	平成19年4月1日指定	東京都	空床利用
通所リハビリテーション	平成19年4月1日指定	東京都	定員74名

[ケアハウス] ケアハウス 江古田の森

入所	平成19年4月1日指定	東京都	定員60名
----	-------------	-----	-------

[障害者支援施設] 施設入所支援・生活介護事業 江古田の森

施設入所支援／生活介護（主に身体障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員10名
生活介護（主に身体障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員15名
施設入所支援／生活介護（主に知的障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員30名
生活介護（主に知的障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員15名

[居宅介護支援事業所] 平成19年6月1日指定 居宅介護支援事業所 江古田の森

[訪問介護] 平成21年6月1日指定 ヘルパーステーション 江古田の森

[訪問リハビリテーション] 平成23年9月1日指定 訪問リハビリテーション 江古田の森

[訪問看護] 平成26年2月1日指定 訪問看護ステーション 江古田の森

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等もを行います。

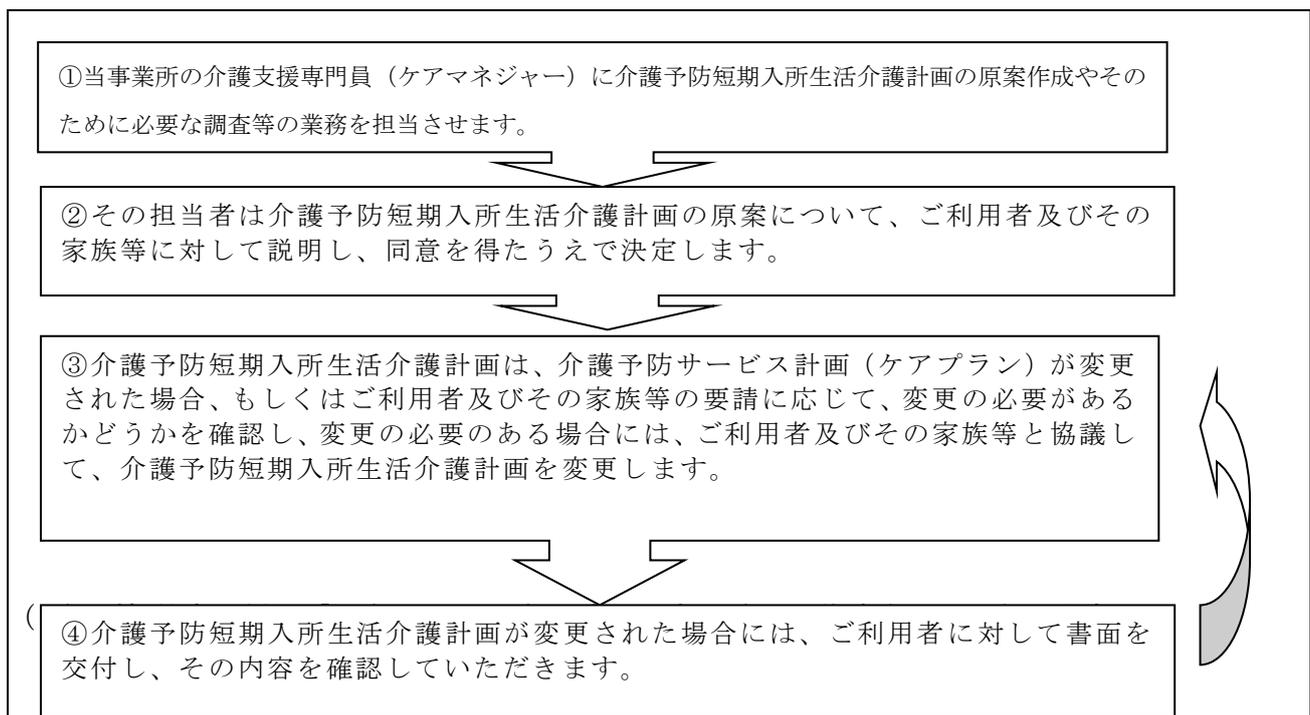
機能訓練指導員…ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供は以下の流れです。

- 作成された居宅サービス計画書に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、**ご利用者**にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業所の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画書に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、**ご利用者**にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既の実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は身元引受人兼連帯保証人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又は身元引受人兼連帯保証人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）所持品の持ち込み

衣類の他、上履き類など担当職員とご相談下さい。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（3）喫煙

全館禁煙となっています。

（4）日課の励行

施設長や看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めます。

（5）禁止行為

施設内で次の行為を禁止します。

- ・ 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵す事
- ・ ケンカ、口論、泥酔などで他の入所者などに迷惑を及ぼす事
- ・ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事
- ・ 指定した場所以外で火気を用いる事
- ・ 故意に施設、もしくは物品に損害を与え、又はこれらを持ち出す事

(6) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、基本的にはご利用者のかかりつけ医を受診して頂くようになりますので、身元引受人兼連帯保証人の対応をお願い致します。但し、緊急時は、以下の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人財団 健貢会 総合東京病院
所在地	東京都中野区江古田 3-1-5-2
診療科	内科・整形外科・他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ヤマザキ歯科医院
所在地	東京都中野区江古田 3-5-5
診療科	歯科

6. 損害賠償について (契約書第 13 条～第 15 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書 16 条参照)

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要支援認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はサービス従業者や他利用者に対する故意的な暴言・暴力等・セクハラ行為を行った場合、もしくは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

個人情報の使用に関わる同意書

私(契約者及びその家族)の個人情報については、次に定める条件で、使用することに同意します。

1. 使用する目的

- ①利用者の関わる施設サービス計画を立案するための情報提供
- ②医療上緊急の必要性のある場合、医療機関等へ利用者に関する心身状態の情報提供
- ③利用者に関わる他の事業者との連携を図る際の情報提供
- ④サービス担当者会議、照会などでの情報提供
- ⑤「個人情報の利用目的」に準ずる（個人情報の保護に関する法律第十六条三項）
 - ・法令に基づく場合
 - ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2. 個人情報を使用する施設

- ・サービスの種類 介護予防短期入所生活介護
- ・所在地 東京都中野区江古田3丁目14番19号
- ・施設名 短期入所生活介護事業所 江古田の森
- ・代表者名 施設長 中島 寛子

利用者のサービス提供に関する事業者は、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前であっても、提供された個人情報について決して第三者に漏らしません。また、サービス提供に関わる使用目的以外には、決して使用しません。

3. 使用期間

令和 年 月 日 ～ 完結の日から2年まで

<利用者>

(氏名) _____ ⑩ (代筆者名 _____)

<ご家族代表>

(氏名) _____ ⑩ (続柄 _____)

個人情報の使用に関わる同意書(広報等)

社会福祉法人 南東北福祉事業団
東京総合保健福祉センター 江古田の森

私の個人情報については、次に定める条件で使用することに、
同意します 同意しません

* 「同意します」に☑をされた方は以下に☑をお願い致します。

【使用する目的】

センター外部での使用

可 不可

* 江古田の森ホームページや公式 SNS、江古田の森広報誌、その他地域の行事等で、お写真や個人名を掲載使用させて頂く可能性があります。

センター内部での使用

可 不可

* センター内および事業所内広報誌での掲示等で、お写真や個人名、作品を使用させて頂く可能性があります。

【使用の許可について】

上記の個人情報を使用する際は、その都度、確認の連絡はいたしません。

令和 年 月 日

<利用者>

(氏名)

(代筆者名)

<ご家族>

(氏名)

(続柄)

版 数	発 行 日	改訂履歴
第1版	平成19年4月1日	初版
第2版	平成20年6月1日	施設長変更
第3版	平成21年4月1日	平成21年度報酬改訂に基づく加算変更
第4版	平成22年8月1日	契約書18条 入院に係る取り扱い 変更 重要事項説明書6(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 変更 契約書22条 合意裁判管轄 追加 重要事項説明書11. 合意裁判管轄について 追加 重要事項説明書 協力医療機関名称変更
第5版	平成23年9月1日	重要事項説明書 協力医療機関名称変更
第6版	平成24年4月1日	平成24年度報酬改訂に基づく加算変更
第7版	平成25年3月1日	契約書と重要事項説明書を別刷とする
第8版	平成25年4月1日	契重要事項説明書の苦情受付窓口担当者 変更
第9版	平成25年7月17日	契重要事項説明書の苦情受付窓口担当者変更 重要事項説明書4. 職員の配置状況の変更
第10版	平成25年10月1日	重要事項説明書4. 職員の配置状況の変更 契約書3条介護保険の基準外サービス変更 契約書第5条サービス利用料金の支払い変更
第11版	平成26年2月1日	重要事項説明書4 職員の配置状況の変更 契重要事項説明書の第三者委員変更
第12版	平成26年4月1日	平成26年度介護報酬改定に基づく加算変更 重要事項説明書4 職員の配置状況の変更 重要事項説明書サービスの概要と利用料金⑤日常生活費内訳内容変更
第13版	平成26年7月1日	個人情報の使用に関わる同意書の一部変更
第14版	平成27年1月1日	重要事項説明書の苦情窓口担当者変更
第15版	平成27年4月1日	平成27年度報酬改定に基づく料金・加算等 変更
第16版	平成27年6月1日	職員配置状況訂正他
第17版	平成28年4月1日	重要事項説明書の苦情窓口担当者変更
第18版	平成29年1月1日	重要事項説明書の苦情窓口担当者変更 重要事項説明書サービスの概要と利用料金④ 個人専用の医療物品の使用代変更。
第19版	平成29年4月1日	平成29年度介護報酬改定に基づく加算変更 主な勤務体制変更
第20版	平成29年7月1日	重要事項説明書の苦情窓口担当者変更
第21版	平成29年12月1日	契重要事項説明書の第三者委員変更

第 22 版	平成 30 年 4 月 1 日	施設長変更 重要事項説明書の苦情解決責任者変更 重要事項説明書の虐待防止責任者変更 契重要事項説明書第 24 条身体拘束適正化追加 平成 30 年度介護報酬改定に基づく利用・加算等の変更
第 23 版	平成 30 年 6 月 1 日	2. ご利用施設(10)利用定員の変更
第 24 版	平成 30 年 8 月 1 日	主な勤務体制の変更 介護保険負担割合の変更に伴うサービス利用料金の変更
第 25 版	令和元年 5 月 1 日	元号改正に伴う変更 主な勤務体制の削除
第 26 版	令和元年 10 月 1 日	令和元年度介護報酬改定に基づく加算変更 重要事項説明書 5. 苦情の受付について(3) 第三者評価の実施状況追記
第 27 版	令和 2 年 4 月 1 日	民法改正に基づく身元引受人兼連帯保証人の表記の変更
第 26 版	令和 3 年 4 月 1 日	施設長変更 重要事項説明書の苦情解決責任者変更 重要事項説明書の虐待防止責任者変更 重要事項説明書 2. ご利用施設 (7)「当施設の運営方針」文書変更 重要事項説明書 10. 虐待の防止のための措置の変更 重要事項説明書 12. 業務継続計画の策定等追記 重要事項説明書 13. 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置追記 重要事項説明書 14. 電磁的記録等追記
第 26 版	令和 3 年 8 月 1 日	当施設の居住費・食費の負担額の変更
第 26 版	令和 3 年 11 月 1 日	重要事項説明書 11. ハラスメント防止のための措置追記
第 27 版	令和 4 年 11 月 1 日	重要事項説明書 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金の変更
第 28 版	令和 5 年 8 月 1 日	重要事項説明書. 11 非常災害対策 防火設備、防火管理者追記
第 29 版	令和 6 年 4 月 1 日	重要事項説明書 1. 施設経営法人 理事長の変更 令和6年度介護報酬改定に基づく変更 重要事項説明書6.虐待防止のための措置変更 重要事項説明書12ハラスメント防止の為の措置変更 重要事項説明書14感染症防止のための措置の変更 重要事項説明書16. 掲示 重要事項説明書17. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置追記 重要事項説明書18. 職員の質の確保追記
第 30 版	令和 6 年 8 月 1 日	重要事項説明書 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金の変更
第 31 版	令和 6 年 11 月 1 日	個人情報の使用に関わる同意書の一部変更